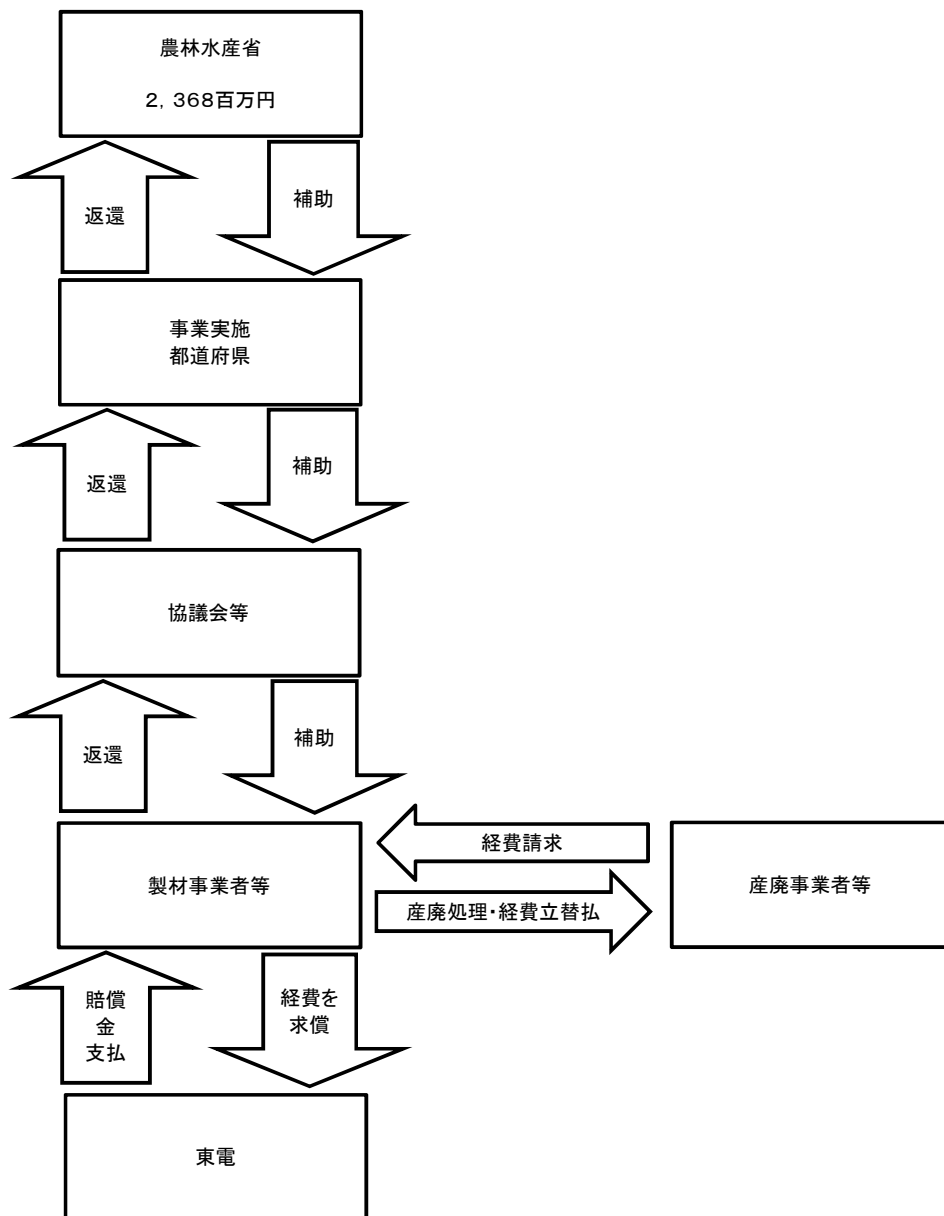


## 平成24年行政事業レビューシート (復興庁、農林水産省)

事業名	放射性物質被害林産物処理支援事業		担当部局	復興庁参事官(予算会計担当) 農林水産省林野庁林政部木材産業課		作成責任者	復興庁参事官 尾関良夫 木材産業課長 洲上和之		
事業開始・終了(予定)年度	平成25年度～平成29年度		担当課室						
会計区分	東日本大震災復興特別会計		施策名	⑭林産物の供給及び利用の確保					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	東日本大震災復興基本法 (平成23年6月24日法律第76号)		関係する計画、 通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)					
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	東日本大震災に伴う福島原発の事故により放射性物質が大気中に飛散し、樹皮(バーク)、ほだ木等の林産物から確認されている。これらの大部分は放射性物質を含んだ焼却灰の処理の問題により、福島県及びその近隣県で大量に滞留しており、事業活動に影響が生じているため、当該事業により対策を講じ、林産物の流通を推進させる。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、樹皮の圧縮機の設置、一時保管費用、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用等を一時的に支援する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
		当初予算	—	—	—	—	2,368(復興庁計上分)		
		補正予算	—	—	—	—			
		繰越し等	—	—	—	—			
	計	—	—	—	—	2,368			
	執行額	—	—	—	—				
執行率(%)	—	—	—	—					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (29年度)		
	事業実施都道府県の木材加工工場における丸太取扱量の増加率		成果実績	%				145% (H23年度基準)	
			達成度	%					
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	25年度活動見込		
	林業事業者等が抱える放射性物質被害林産物処理量(年6万tの処理)		活動実績	t				—	
			(当初見込み)		( — )	( — )	( 6万 )		
単位当たり コスト	—		算出根拠	執行額/活動実績					
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	放射性物質被害林産物処理支援事業	—	2,368						
	計	—	2,368						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	—	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 ※該当無し	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>【過去の事業仕分け等の結果や横断的な見直し基準等を踏まえて事業案が作成されているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は平成25年度からの新規事業であるが、横断的な見直し基準に照らし合わせ、当該事業における明確な数値目標（パーク等の年間処理・6万t）を掲げている。</li> <li>【事業の成果目標、活動指標が立てられているか。また、事業効果のシミュレーションが厳密に行われているか、その際、より効率的な他の手段の選択の可能性について、真剣な検討が行われているか】</li> <li>・本事業は活動及び成果に関する指標、事業効果を設け、基金事業化といった手法を検討しつつ、より効率的な手段であると判断して補助金形式での事業を立ち上げている。</li> <li>【直接の利害関係者からの要望にとどまらず、広く国民のニーズに答えるものとなっているか。】</li> <li>・本事業は事業実施主体となり得る製材工場等で滞留する樹皮等についての対策事業であるが、生産される木材製品は復興住宅資材としても供給され、被災地域の復興を間接的に支援するなど、広く国民のニーズに答えるものとなっている。</li> <li>【そもそも立案しようとしている事業は、当該府省のミッションなのか】</li> <li>・本事業は、木材加工業などで日々発生するパーク等が滞留しているための対策であり、木材産業を所管する林野庁が行う事業である。</li> </ul>		
予算監視・効率化チームの所見			
<p>指示されている「過去の事業仕分け等の結果や横断的な見直し基準等」、「事業の成果目標及び活動指標の設定等」、「広い国民からのニーズへの対応」、「当省のミッションか否か」等に係る点検を行ったが、新規に要求する事業としては問題ない。</p>			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
<p>補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	—

資金の流れ  
(資金の受け  
取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)



1. 国は事業実施都道府県、協議会等を介して産廃処理等を行う製材事業者等にその経費を補助する。
2. 製材事業者等はその補助金を活用して産廃処理を行いつつ、その経費の求償を東電に行う。
3. 東電から製材事業者等に賠償金が支払われた際は、その経費を協議会、事業実施都道府県を介して国に返還する。